

住友生命健康保険組合 加入中の介護保険料納付先 (一般被保険者・任意継続被保険者・特例退職被保険者 共通)

		被扶養者(家族)		
		40歳未満	40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
被保険者 (本人)	40歳未満	被保険者：保険料負担なし		
		被扶養者：保険料負担なし(※1)		被扶養者：住所地の市区町村(※3)
	40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	被保険者：住友生命健康保険組合(※2)		
		被扶養者：保険料負担なし(※1)		被扶養者：住所地の市区町村(※3)
	65歳以上 (第1号被保険者)	被保険者：住所地の市区町村(※3)		
		被扶養者：保険料負担なし(※1)		被扶養者：住所地の市区町村(※3)

(※1) 40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料の納付義務はありますが、住友生命健康保険組合全体で負担しているため、個別の保険料負担はありません。

(※2) 介護保険は、市区町村が運営するものですが、健康保険組合が保険料の徴収を代行しています。

- ・一般被保険者は給与引取りとなります。
- ・任意継続被保険者および特例退職被保険者は、健康保険料と合わせて引取ります。  
なお、半年払い・年払いの保険料に、65歳到達月(65歳誕生日前日の属する月)以降の介護保険料は含まれておりません。

(※3) 65歳到達月(65歳誕生日前日の属する月)の保険料から市区町村への納付となります。  
詳しくは、住所地の市区町村にご確認ください。

(ご参考) 被保険者が後期高齢者医療制度の加入者になると、被扶養者は各自で国民健康保険など医療保険制度に加入することになります。

その際、被扶養者の介護保険料は、次のとおりになります。

- ・40歳未満の方 … 保険料の負担はない。
- ・40歳以上65歳未満の方 … 加入先の医療保険制度による。
- ・65歳以上の方 … 住所地の市区町村あて納付する。